

通説

(平海大臨 大正十一年九月五日)

本報の編輯方針は、先づ、労働者の利益を代表し、労働者の苦悩を暴露し、労働者の要求を主張することである。本報は、労働者の声を代弁し、労働者の利益を擁護し、労働者の要求を主張することを、その使命とする。本報は、労働者の利益を代表し、労働者の苦悩を暴露し、労働者の要求を主張することである。本報は、労働者の声を代弁し、労働者の利益を擁護し、労働者の要求を主張することを、その使命とする。

労働七条八九二號 大正十一年九月五日

大正十一年九月五日 144

読賣新聞社職工争議ニ関スル件

読賣新聞社職工争議ニ関スル件

首題争議ニ関シ文選及植字職工ハ本日前八時三十分頃平素ノ如ク出勤シタルガ工場ニ於テ曁々協議ヲ為シタルモ、如ク午後一時三十分頃ニ至リ既報岩間勝三郎外三名ノ代表者ヨリ再ビ先記歎願書ヲ提出同時ニ一因罷業ニ決行シタルニ社側ニ於テハ社長松山忠次郎以下若幹部集合協議ノ結果右歎願ハ全部拒絶スルニ下ニ決シ午後四時三十分頃同書ニ本日ノ地方版ハ新聞聯盟ノ決議ニ基キ右社ヨリ